

(注1) 「2021年取得当時の所有割合」とは、当社が2021年6月25日に提出した第75期有価証券報告書に記載の2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数100,750,620株から同日現在の当社が所有する自己株式2,816株を控除した株式数100,747,804株に対する割合(小数点以下第三位を切り捨て)をいいます。以下同じです。

(注2) 「2022年取得当時の所有割合」とは、当社が2022年6月28日に提出した第76期有価証券報告書に記載の2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数100,750,620株から同日現在の当社が所有する自己株式1,169,959株を控除した株式数99,580,661株に対する割合(小数点以下第三位を切り捨て)をいいます。以下同じです。

かかる状況の下、2023年6月下旬、当社の主要株主である筆頭株主(2023年3月31日現在)のハウス興産株式会社(以下「ハウス興産」といいます。2023年6月下旬時所有株式数11,377,516株(2023年6月下旬時所有割合(注3):11.66%)、本日現在の所有株式数11,377,516株(所有割合(注4):11.66%)より、現金化を目的としてその所有する当社普通株式のうち約20億円に相当する株式(以下「売却意向株式」といいます。)を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、ハウス興産は、当社代表取締役社長である浦上博史氏の配偶者が代表取締役を務め、浦上博史氏が議決権の82.25%及び浦上博史氏の母であり当社の第8位の株主(2023年9月30日現在)である浦上節子氏が議決権の17.75%を所有する株式・不動産等の投資運用を事業の内容とする会社です。また、本日現在、当社連結子会社であるハウス食品株式会社は、ハウス興産から不動産を賃借しており、2023年3月期の取引金額は60百万円です。

(注3) 「2023年6月下旬時所有割合」とは、当社が2023年6月27日に提出した第77期有価証券報告書に記載の2023年3月31日現在の当社の発行済株式総数100,750,620株から同日現在の当社が所有する自己株式3,212,078株を控除した株式数97,538,542株に対する割合(小数点以下第三位を切り捨て)をいいます。以下同じです。

(注4) 「所有割合」とは、当社が2023年11月14日に提出した第78期第2四半期報告書に記載の2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数100,750,620株から同日現在の当社が所有する自己株式3,203,920株を控除した株式数97,546,700株に対する割合(小数点以下第三位を切り捨て)をいいます。以下同じです。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、2023年7月上旬より売却意向株式(2023年6月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,205円で換算すると624,024株(1株未満の数を切り捨て。2023年6月下旬時所有割合:0.63%)に相当します。)を取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2023年7月上旬、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものであり、また、第七次中期計画における自己株式取得に係る計画120億円のうち未実施である約20億円を大きく逸脱せず実行に支障のない水準であると考えに至りました。また、自己株式の取得に要する資金についてはその全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2023年8月10日付で提出した第78期第1四半期報告書(以下「第1四半期報告書」といいます。)に記載された2023年6月末日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約632億円(手元流動性比率2.7月)(注5)であり、自己株式の取得資金として約20億円を充当した後も、当社の手元流動性は612億円程度(手元流動性比率2.6月)と見込まれ、当社の財務状況や配当政策に大きな影響を与えないものと判断いたしました。なお、当社が2023年11月14日付で提出した第78期第2四半期報告書(以下「第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年9月末日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約680億円(手元流動性比率2.9月)(注6)であり、自己株式の取得資金として約20億円を充当した後も、当社の手元流動性は660億円程度(手元流

動性比率 2.8 月)と見込まれ、当社の財務状況や配当政策に大きな影響は与えないものと判断いたしました。加えて、自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、及び③市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び④ハウス興産以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を提供すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2023年7月中旬、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

(注5) 第1四半期報告書に記載された2023年6月末日現在の現金及び預金を1ヶ月当たりの売上高(2024年3月期第1四半期連結累計売上高を3で除した数値)で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)です。

(注6) 第2四半期報告書に記載された2023年9月末日現在の現金及び預金を1ヶ月当たりの売上高(2024年3月期第2四半期連結累計売上高を6で除した数値)で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)です。

その上で、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格に対し一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

当社は、2023年7月下旬、本公開買付価格について検討を進め、市場価格に対するディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2023年6月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例(以下「本事例」といいます。)を参考にすることとし、本事例22件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が15件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、本事例において、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が20件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付け実施の取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれかを基準とすることといたしました。

上記の検討を踏まえて、当社は2023年7月下旬に、ハウス興産に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格で自己株式の公開買付けを実施した場合の売却意向株式の応募の可否について打診いたしました。併せて、ハウス興産に対し、本公開買付価格を、本公開買付け実施の取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値から、10%ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、ハウス興産からは、2023年10月26日に、上記内容で本公開買付けに対して応募することについて合意できる旨の回答が得られました。また、その上で、2023年10月26日に、ハウス興産と本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場株価をどのように設定するかについても協議を行いました。当社は、かかる協議において、当社市場株価の設定に際して排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然性が認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付価格の算定の基礎とすることに合理性が認められると考えている旨をハウス興産に伝達しました。これに対して、2023年

10月26日に、ハウス興産から当該株価を算定の基礎とすることに異存はなく、本公開買付けに対して応募することに合意する旨の回答が得られたため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準とすることといたしました。また、同時に、本公開買付けに応募する株数については、売却意向金額20億円を本公開買付け価格で除して得た株数（1単元未満の株数を切り捨て）とすることについて、ハウス興産と合意しました。

なお、本公開買付けに応募することについて合意する株式以外にハウス興産が所有する当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の回答を受けました。一方、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は売却意向株式の一部を取得することとなりますが、ハウス興産より、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式に係る所有又は処分の方針についても未定である旨の回答を受けております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2023年11月14日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付け価格を本公開買付けに係る取締役会決議日（2023年11月14日）の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,334円に対して、10%のディスカウント率を適用した3,001円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

本公開買付けにおける買付予定数については、本事例22件のうち、応募を合意している株式数に対して10%程度（9%から11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が8件と最多であり、ハウス興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、ハウス興産が応募を合意した株式666,400株（売却意向金額20億円を本公開買付け価格である3,001円で除して得た株数（1単元未満の株数を切り捨て）（所有割合：0.68%））に対して9.99%（小数点以下第三位を四捨五入）を上乗せした733,000株（所有割合：0.75%）を買付予定数とすることといたしました。

なお、当社代表取締役社長である浦上博史氏は、ハウス興産の議決権の82.25%を所有する株主であり取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社とハウス興産との事前の協議にはハウス興産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

当社はハウス興産より、その所有する当社普通株式11,377,500株（所有割合：11.66%）を金融機関に担保として提供しているところ、そのうち888,200株（所有割合：0.91%）の担保権を2023年11月13日に解除した旨の報告を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	733,100株（上限）	2,200,033,100円（上限）

（注1）発行済株式総数 100,750,620株（2023年11月14日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 0.73%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得することができる期間 2023年11月15日（水曜日）から2024年1月31日（水曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2023年11月14日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2023年11月15日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2023年11月15日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2023年11月15日(水曜日)から 2023年12月13日(水曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,001円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格に対し一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

そこで当社は、本公開買付価格の算定に際してのディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格について検討を進め、以下のとおり判断いたしました。ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2023年6月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例を参考にすることとし、本事例22件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が15件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、本事例において、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が20件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付け実施の取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれかを基準とすることといたしました。また、その上で、ハウス興産と本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場株価をどのように設定するかについても協議を行いました。当社は、かかる協議において、当社市場株価の設定に際して排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然

性が認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付け価格の算定の基礎とすることに合理性が認められると考えている旨をハウス興産に伝達しました。これに対して、2023年10月26日に、ハウス興産からも当該株価を算定の基礎とし、10%ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合、上記内容で本公開買付けに対して応募することについて合意する旨の回答が得られたため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準とすることといたしました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、本公開買付け価格を3,001円とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格である3,001円は、本公開買付け価格を決議した取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,334円に対して、9.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,193円（円未満四捨五入）に対して6.01%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,156円（円未満四捨五入）に対して4.91%をそれぞれディスカウントした金額となります。

当社は、2022年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、2022年5月12日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により当社普通株式900,000株を2,695,500,000円で、2022年5月13日から2022年9月7日までの期間に東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式合計1,150,600株を3,304,371,188円で取得しました。2022年5月12日の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法による1株当たりの取得価格は2,995円です。本公開買付け価格である3,001円との間には6円の差が生じていますが、これは、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の取得価格が取得日の前営業日である2022年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値で決定されたものであるのに対し、本公開買付け価格は本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（3,334円）から10%をディスカウントした金額（円未満四捨五入）としており、同取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の当社普通株式の終値3,334円が自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の前営業日である2022年5月11日の終値2,995円に対して11.32%（小数点以下第三位を四捨五入）上昇しているためです。また、2022年5月13日から2022年9月7日までの期間の東京証券取引所における市場買付けの方法による1株当たりの取得価格の単純平均値は2,872円（円未満四捨五入）です。本公開買付け価格である3,001円との間には129円の差が生じていますが、これは、市場買付けの方法による取得価格は各取得日の市場価格によって決定されたものであるのに対し、本公開買付け価格は本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（3,334円）から10%をディスカウントした金額（円未満四捨五入）としており、同取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の当社普通株式の終値3,334円が2022年5月13日から2022年9月7日までの期間の市場買付けの方法による取得価格の単純平均値2,872円（円未満四捨五入）に対して16.09%（小数点以下第三位を四捨五入）上昇しているためです。

② 算定の経緯

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。

また、当社は、2023年7月下旬、本公開買付け価格について検討を進め、市場価格に対するディ

スカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2023年6月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例を参考にすることとし、本事例22件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が15件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格としては、本事例において、東京証券取引所における公開買付け実施の決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が20件と最多であり、これらを候補とすることが適切であると判断し、本公開買付け実施の取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれかを基準とすることといたしました。

上記の検討を踏まえて、当社は2023年7月下旬に、ハウス興産に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格で自己株式の公開買付けを実施した場合の売却意向株式の応募の可否について打診いたしました。併せて、ハウス興産に対し、本公開買付価格を、本公開買付け実施の取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間又は過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値から、10%ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、ハウス興産からは、2023年10月26日に、上記内容で本公開買付けに対して応募することについて合意できる旨の回答が得られました。また、その上で、2023年10月26日に、ハウス興産と本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場株価をどのように設定するかについても協議を行いました。当社は、かかる協議において、当社市場株価の設定に際して排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然性が認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付価格の算定の基礎とすることに合理性が認められると考えている旨をハウス興産に伝達しました。これに対して、2023年10月26日に、ハウス興産から当該株価を算定の基礎とすることに異存はなく、本公開買付けに対して応募することに合意する旨の回答が得られたため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準とすることといたしました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2023年11月14日付の会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付価格を本公開買付けに係る取締役会決議日(2023年11月14日)の前営業日である2023年11月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,334円に対して、10%のディスカウント率を適用した3,001円(円未満四捨五入)とすることを決議しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	733,000株	一株	733,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(733,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(733,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数

に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

2,237,233,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(2,199,733,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

- ② 決済の開始日

2024年1月10日(水曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興

特別所得税」といいます。) 15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第9条の3に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、2023年10月1日以後に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

(ハ) 外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。)を指します。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2023年12月13日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(2024年1月9日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)

を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、ハウス興産より、その所有する当社普通株式の一部である 666,400 株（所有割合：0.68%）について、本公開買付けに応募することに合意する旨の回答を得ました。なお、当社は、ハウス興産より、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けに応募することに合意した株式の一部が買付けられないこととなった場合における当該株式及び本公開買付けに応募することに合意した株式以外に所有する当社普通株式 10,711,116 株（所有割合：10.98%）に係る所有又は処分の方針については未定である旨の回答を受けております。詳細につきましては、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

（ご参考）2023年9月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	97,546,700 株
自己株式数	3,203,920 株

以 上